

令和8年度埼玉県高校教育相談員募集要項 (県立高校配置)

埼玉県教育委員会

埼玉県教育委員会は、県立高校における教育相談体制の充実を図り、不登校、中途退学の未然防止を目的として、生徒や保護者の相談への対応や、学校生活への支援に熱意を持って取り組む者を教育相談員として、以下のとおり募集します。

1 選考の対象者

(1) 応募資格（令和8年3月31日時点で、以下の要件を満たす者）

公認心理士、臨床心理士等、児童、生徒の相談業務に必要な資格を有する者。又は、同等程度の能力を有する者で、児童、生徒の相談業務の経験が有る者。

※ ただし、地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者（次のいずれかに該当する者）は対象となりません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 選 考

(1) 選考方法 書類審査及び面接

ア 一次審査 書類（入力内容含む）による選考を行います。
一次審査の結果は、令和7年12月下旬に郵送予定です。

イ 二次審査 面接による選考を行います。

面 接 日 令和8年1月26日（月）

面接会場 埼玉県庁職員会館

所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-14-20

※ 面接時間については、一次審査結果の連絡時にお伝えします。

なお、受験票で指定された時間は変更できません。当日、指定された時間に不在の場合は、「欠席」として合否判定外とします。

※ 選考においては、勤務可能地域・勤務時間等も含め総合的に判断し、選考します。

(2) 選考結果

令和8年2月下旬に、二次審査受験者に採用の可否を通知します。

(3) 採用予定者名簿への登載

選考の結果、採用「可」とした者を「令和8年度埼玉県高校教育相談員採用予定者」として名簿に登載します。

(4) 採用予定者名簿からの削除

次の事項に該当した場合には採用予定者名簿から削除します。

ア 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合

イ 心身の故障その他により、教育相談員としての適性を欠くことが明らかとなった場合

(5) 補充任用候補者名簿への登載

採用予定者とならなかった者で、成績上位者は、希望があれば補充任用候補者として名簿に登載します。これは、欠員が生じ、補充の必要のある場合に当該名簿から任用する者であり、採用が保証されるものではありません。

3 選考に係る提出書類等

(1) 「令和7年度経験者」の任用の意向確認について

「令和7年度経験者」は令和8年度選考の出願の有無に関わらず、電子申請システムより「令和8年度埼玉県高校教育相談員出願の意向について」を入力してください。

入力先

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=103458



(2) 選考に係る提出書類について

必要書類	応募資格	臨床心理士等資格有	相談業務経験有
① 令和8年度埼玉県高校教育相談員志願調書（様式第1号）		○	○
② 一次審査結果通知用の封筒 ※長形3号（120×235mm）封筒にご自身の住所・氏名を記入し、 110円切手を貼付		○	○
③ 「資格登録証明書」等の写し （申請中の方は、合格証書や合格通知の写し）		○	
④ 児童、生徒の相談業務に従事した期間及び内容等の証明書			○

※ 公認心理士、臨床心理士等の資格を有し、相談業務の経験がある方は、③、④の両方をご提出ください。

ア ③について

- ・写しはA4版の用紙で提出できるように、適宜縮小、拡大し、サイズが小さいものは用紙の中央に印刷されるようにしてください。（A4版の用紙は縦長方向）
- ・公認心理士、臨床心理士等の相談業務に関わる資格をお持ちの場合は、二次審査当日に資格登録証明書等の原本の確認を行いますので、必ず原本を持参してください。

イ ④について

- ・証明書について、所定の様式はありません。任命権者である機関等の証明を受けた証明書を提出してください。本人氏名、機関名、在職期間、職名（業務内容等）、問い合わせ先を記載してください。
- ・令和7年度以前に埼玉県高校教育相談員として勤務経験のある方は、人事異動通知書の写しをもって証明書の代わりとすることができます。その場合は、二次審査当日に原本の確認を行いますので、必ず原本を持参してください。

(3) 選考に係る情報入力について

下記の電子申請システムより必要情報を入力してください。

入力先

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=103459



(4) 留意事項

ア 「令和８年度埼玉県高校教育相談員志願調書(様式第１号)」は、埼玉県生徒指導課のホームページからダウンロードし、提出してください。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/chutai-boushi/r8soudanin.html>

イ 応募の際に提出された書類は返却しません。

ウ 電子申請システム入力後、内容をご自身で確認することはできませんので、必要に応じて入力画面のスクリーンショットを保存する等の対応をお願いします。

エ 電子申請システム入力後、修正がある場合は、再度すべてご入力ください。

4 提出先及び提出方法等

(1) 提出・入力先

ア ３(１)・(３)について

電子申請システム（URLは前出を参照してください。）

イ ３(２)について

埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課 総務・不登校対策・中退防止担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂３－１５－１（埼玉県庁第二庁舎４階）

(2) 提出・入力方法

ア ３(１)・(３)について

電子申請システムによる入力

イ ３(２)について

郵送のみ ※角形２号（240×332mm）封筒又はレターパックを使用し、封筒の表に
「高校教育相談員採用選考書類在中」と朱書きしてください。

※簡易書留等によらない場合の事故については、一切責任を負いません。

(3) 提出・入力期間

ア ３(１)について

令和７年１０月１５日（水）から令和７年１１月２１日（金）

イ ３(２)・(３)について

令和７年１０月２９日（水）から令和７年１１月２８日（金）（郵送は消印有効）

5 任 用

「令和８年度埼玉県高校教育相談員採用予定者名簿」に登載された者については、原則、令和８年度において高校教育相談員として任用します。（採用予定者名簿から削除された者は除く。）

登載された者は、医師が証明した胸部エックス線検査の診断結果（令和７年度内に実施したものの写し）等の書類を提出していただきます。

なお、勤務校等の決定は３月下旬までにお知らせします。

6 身 分

会計年度任用職員

7 採用予定者数

12人（予定）

8 任用期間

1年間（令和8年4月1日から令和9年3月31日）

9 職 務

- (1) 友人関係や家族関係など、生徒の悩みや不安に対し、身近で気軽に相談できる存在として、教諭とは違う立場から生徒の相談に応じ、指導・助言をする。
- (2) 保護者、教職員と生徒の抱える問題や課題を共有し、解決に向けて支援する。
- (3) スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカー等との連携・調整を図ることにより、専門的な知見による支援への橋渡しをする。
- (4) 教育相談に係わる研修会に参加し、学校へ内容を周知し、教職員への研修活動等を行う。
- (5) その他、所属長が必要と判断した職務を行う。

10 勤務条件等 ※勤務条件は変更となる場合があります。

- (1) 勤務場所・勤務日数・勤務時間

県立高校：週5日以内・29時間（ただし、休憩時間を除く。）

割振りは、別途所属長が定める。変則勤務の場合もあります。（昼夜間定時制高校では、午前8時30分から午後9時45分の中での勤務時間の割振りとなります。）

- (2) 休 暇

有給休暇制度有り、その他は県の規定によります。

- (3) 報 酬 等

ア 月 額 171,300円（予定）

※ 報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※ 報酬額は令和7年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります

イ 期末・勤勉手当 報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

※ 原則として、一会計年度における任期が6か月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在職する者に支給

ウ 費用弁償 通勤、出張に関わる交通費相当分を別途支給

11 問い合わせ先

埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課 総務・不登校対策・中退防止担当

電 話 048-830-6906